

公益社団法人栃木県サッカー協会規約（改正案）

第 4 章 役 員

（役員の設定）

第11条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 25名以上28名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、会長以外の理事のうち5名以内を副会長、1名を専務理事、若干名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

（役員を選任）

第12条 理事は各連盟より各1名、各専門委員会より各1名、学識経験者より若干名を総会の決議によって選任する。

- 2 監事は、総会の決議によって選任する。
- 3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 6 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 7 監事は、理事の親族その他特別の関係にある者であってはならない。
- 8 理事及び監事は、その就任時に満70歳未満でなければならない。
- 9 理事に異動があった時は、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を栃木県教育委員会に届けなければならない。
- 10 監事に異動があった時は、遅滞なくその旨を栃木県教育委員会に届けなければならない。

（理事の職務及び権限）

第13条 理事は、理事会を構成し、法令及び本協会の定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及び本協会の定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を統括する。
- 5 常務理事は、理事会の決議に基づき、本協会の業務を分担処理する。

（監事の職務及び権限）

第14条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第15条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の終了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 5 役員は、再任されることができる。

(役員解任)

第16条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第17条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員には、費用を弁償することができる。

(名誉会長、最高顧問及び顧問)

第18条 本協会に名誉会長、最高顧問及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長、最高顧問及び顧問は、理事会の推薦に基づき総会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 名誉会長、最高顧問及び顧問は、会長及び理事会の諮問に応じる。

[改正]

平成27年3月1日

平成29年6月10日

平成30年 月 日